

職場でのトラブル解決
サポートします

高知労働局では、県内の各部署に総合労働相談コーナーを設置し、労働関係に関するあらゆる分野の相談に応じるとともに、労使間における個別労働紛争（不当解雇、労働条件の引き下げなど）の適切かつ迅速な解決を図っております。女性相談員も配置しています。お気軽にご相談ください。

問 四十十総合労働相談コーナー
☎ 0880-35-3148

あしこせ

これからの森林を考えよう
森林環境税 地域座談会

高知県では、平成15年度に全国で初めて森林環境税を導入し、森林環境の保全をはじめ、県民参加による森づくり活動や、森林環境教育、シカ被害対策などに活用しています。

その森林環境税の課税期間が平成24年度末で満了することから、今後の森林環境税のあり方について、県民の皆さんとともに考える

座談会を開催します。

座談会では、地域で活躍されている県民の方々による意見交換会やワークショップを行います。当日は、一般参加の方もご自由に傍聴いただけます。

日時 9月16日(金)

午後6時30分～8時30分

場所 高知県幡多総合庁舎

問 高知県林業振興・環境部
林業環境政策課木の文化担当

☎ 088-821-4586

対人関係療法を学ぶ
幡多ブロック精神障がい研修会

西南地域精神障害者家族会連合会は、地域に根ざした精神保健福祉の充実を目指して活動しています。

このたび、左記の日程で講演会を開催することになりました。

障がいの有無にかかわらず、ともに支えあう地域づくりに関心のある方のご参加をお待ちしています。

日時 10月12日(水) 午前10時～

正午(9時30分受付開始)

場所 四十十市立中央公民館

2階 大ホール

テーマ 対人関係療法を学ぶ

講演 「対人関係の悩みを解決し、対人関係から力をもらおう」

講師 水島広子 水島広子先生の健康クリニック院長

問 幡多福祉保健所健康障害課

☎ 34-5124

毎年10月1日は「浄化槽の日」

この「浄化槽の日」は、浄化槽の設置や管理方法などについて定めている浄化槽法が昭和60年10月1日に全面施行されたことを記念して制定されました。

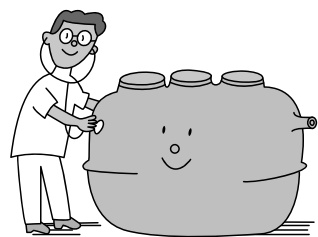
合併処理浄化槽はトイレの水洗化で快適な生活が楽しめるだけでなく、きれいな水を川などの自然に帰し、美しく豊かな自然を守ります。

平成13年4月からは、単独処理浄化槽の新設が原則禁止され、地球にやさしい合併処理浄化槽の設置がすすんでいます。

浄化槽は下水道と同程度の汚水処理性能を持つものですが、正しい使い方と適正な維持管理がなされないといと、本来の機能を十分に発揮することができません。

合併処理浄化槽の普及促進を図

り、保守点検・清掃・法定検査をきちんと行って、高知県の美しい自然をみんなで守っていきましょう。



☆保守点検は定期的に行うことが義務付けられています。専門知識を持つ資格のある業者に委託することをおすすめします。

☆清掃は年1回以上の実施が義務付けられています。市町村長の許可を受けた業者に頼みましょう。

☆法定検査は、浄化槽の機能が十分発揮されているか確認する大変重要な検査です。年1回必ず指定検査機関で受けることが義務付けられています。

◆指定検査機関

高知県環境検査センター

☎ 088-860-2400

問 本庁住民課衛生センター

☎ 44-1185